

第8回産業動物・家畜共済委員会の会議概要

(産業動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成21年2月10日(火) 13:30～16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】

委員長	近藤信雄	日本獣医師会理事
副委員長	横尾 彰	日本獣医師会理事
	穴見盛雄	熊本県獣医師会会長
	岡村 豊	長野県獣医師会理事 (長野県農業共済組合連合会事業部事業第二課長)
	沖 重徳	島根県獣医師会
	酒井淳一	山形県農業共済組合連合会参事
	遠山吾一	茨城県獣医師会会長
	濱名張彦	北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事)
	中野 進	兵庫県獣医師会 (兵庫県農業共済組合連合会専務理事)

(欠席委員)

前場重紀	香川県獣医師会 (香川県農業共済組合連合会中央家畜診療所次長)
------	------------------------------------

【オブザーバー】

吉田和弘	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
平山雅通	農林水産省経営局保健監理官補佐
森田剛史	厚生労働省医薬食品局監視安全課 BSE 対策専門官

【本会】 大森伸男 専務理事

IV 議 事

- 1 報告事項
第7回産業動物・家畜共済委員会の協議結果
- 2 協議・検討事項
 - (1) 死亡・廃用牛の取り扱い (第5回産業動物・家畜共済委員会協議・検討事項)
 - (2) 今期委員会検討事項報告書
産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方
- 3 その他

V 会議概要

近藤委員長(産業動物臨床部会長)から、出席した関係省庁の担当官の紹介がなされた後、「昨年政治、経済ともに激動の年であり、本年に入っても未だ先行きの見えない状況である。日本の畜産においても家畜飼料の高騰等の問題はようやく落ち着きを見せ始めたが、我々産業動物臨床獣医師が、経営安定の一助となることも含め、畜産食品の安全・安心の確保に一層貢献するという、崇高な目標を達成できるよう、本部会で対応してまいりたい。前期委会で報告作成し、関係機関へ要請活動を実施した結果、今回、家畜共済制度の特損事業が改善されることとなった。今期委員会については報告書を取りまとめ、理事会への報告を経て、必要な事項は関係機関等へ要請活動されることとなるが、課題の改善のためには全国的な視野での活動展開が必要であることを十分留意の上、議論いただきたい。」旨挨拶がなされた。

1 報告事項

第7回産業動物・家畜共済委員会の協議結果

事務局から第7回委員会の会議概要の確認がなされ、了承された。

なお、牛ヨーネ病及びブルセラ病の現状と対策における乳製品の回収について、森田BSE専門官から、厚生労働省としては、食品衛生法に基づき、疾病に罹患している若しくはその疑いのある生乳は使用できないこと、また疑いがあつた時点で、その検体を採取した際を回収する時点と判断している。農林水産省と混乱のないよう、調整・検討している旨が報告された。

2 協議・検討事項

(1) 死亡・廃用牛の取り扱い(第5回産業動物・家畜共済委員会協議・検討事項)

ア 事務局から、これまでの協議・検討の経緯及び「家畜共済制度における死亡・廃用牛の取り扱い」について次のとおり説明が行われた。

(ア) 想定される死亡・廃用等の各事例(チャート)

- a 死亡した場合
- b 廃用認定を受けずに生産者の判断で殺処分した場合
- c 廃用認定を受けた後で処理する場合

(イ) 処分に関する問題点

- a 廃用認定を受けて処分する場合、と畜場への搬入に係る経費、と畜場での処分に係る経費等の額が残存物価格を上回った場合、生産者の負担となる。
- b 原因が明確でない起立不能牛をと畜場が受け入れない場合、共済金の支払いを受けるために殺処分ができず、廃用認定後、死亡するのを待つ等、動物の福祉等の観点から不適当な事例の指摘があり、さらに密殺等の原因を誘起させるおそれがある。
- c 家畜共済の廃用認定家畜のと畜場における受入れについては、各と畜場での対応が区々で場合によっては起立が困難という外見上の判断からと畜場への搬入を拒否されるケースがある。

(ウ) 各地域での事例

北海道、山形県では、上記(イ)の問題点を解決するため、臨床獣医師、農業共済組合関係者、と畜場関係者、家畜衛生関係者等が協議のうえ、明らかに食用不適とみなされる家畜は畜場に搬入することなく処分され、共済金が支払われる。

イ 続いて、次のとおり質疑応答、意見交換が行われた。

(ア) 共済連に家畜損害評価委員会があるが、廃用の判断は共済獣医師が確認するのか。その際、診断した開業獣医師（共済指定獣医師）も認定に加わる必要があるのかとの質問があり、これに対して農林水産省から、一般的に廃用認定は獣医師の診断書でなく、共済金を支払う保険者（組合）が認定する、すなわち組合の獣医師が廃用と判断すれば認定される。そのような状況下で、安楽殺処分も想定されるが、開業獣医師が単独で安楽殺と判断しても共済金の支払いは認められない。保険者である共済組合関係者の鑑定が最優先され、そこで安楽殺も止むを得ないと判断した際、現場の開業獣医師が安楽殺処置を実施することもある旨説明された。

(イ) 共済で廃用と認定された起立不能牛が、と畜場で搬入を拒否される事例について、と畜場法 11 条で合理的な理由がないかぎり搬入を拒否できないとしている。つまり、と畜場の開設者が BSE の罹患が判明したら業務に支障をきたす等の理由で拒否することは、合理的な理由とならないのではないかと。また同法で定められたと畜解体の禁止は、と畜の申込みの後、検査をした段階で疾病が疑われる際に判断されるものであり、廃用認定された牛については、まずと畜場に搬入してと畜検査を経て、法令上の合理的な理由がある場合のみ、と畜禁止するような措置とすることで対処するのが法令に基づく妥当な対処法になるのではないかと。意見に対して、厚生労働省から、瀕死の状態にある牛を食用として搬入することにより伝染病の拡大につながる疑いのある場合、その家畜を搬入することは、食品安全に係るリスクを高める。

したがって、このような疑いがあるという判断を生産段階でできれば、その個体はと畜場に搬入すべきではないと考える。今回の話は、と畜場への搬入云々でなく、共済金の支払い方法が論点と考える。ただ単に起立不能という理由で拒否されているなら、厚生労働省においてそれぞれの事例に対応する必要はあるが、生産段階で安全性が確保できない判断される場合、と畜段階で判断される場合、様々なケースで共済金が支払われる仕組みを作ることが、食品安全の確保、家畜伝染病予防等の観点から重要と思われる旨説明された。

(ウ) 自治体によっては BSE が摘発されたら、通常業務に支障をきたす等の理由で、健康であっても、平成 10 年以前に生まれた牛は一切搬入を拒否しており、生産者が他県のと畜場へ搬入したり、と畜場で検査できないため化製場に送れず共済の担当獣医師が殺処分を依頼されるケースもある。

- (エ) 一方、ある県では、病畜と判断され、と畜解体が禁止されると、指定された家畜保健衛生所の病理検査を受けた後、そこで焼却処理される。農家では、と畜場で拒否され、無駄な運搬費を負担するより、直接、家畜保健衛生所へ搬入するほうが都合が良い。栃木県の例では、他県への搬入が制限されたことが原因であり、焼却施設、サーベイランス施設を整備すればこのような問題は起きなかったと理解する。
- (オ) 北海道では、BSE 発生以前に、と畜検査員から、法令に則りすべての家畜を受け入れた場合、と畜場の機能が麻痺するため、共済で基準を設けて、食用不適若しくは公衆衛生、家畜衛生上、と畜場に搬入すべきでないと判断される家畜の搬入を制限してもらいたいという依頼があり、家畜保健衛生所職員、と畜検査員、共済獣医師、開業獣医師が同じ獣医師という立場で相互に検討し、科学的な判断に基づく基準を作成した。家畜共済加入畜の殺処分については、現場の獣医師が倫理に則て行う必要がある。なお、BSE については、全頭の検査対応でと畜場での問題はないが、共済獣医師が解剖し、BSE と判明した際、衛生面での細かな処理作業を迫られることから、解剖を行うことができず、死因の探究は、家畜保健衛生所に依頼している状況にある。
- (カ) 経済的に付加価値のない家畜の搬入が問題であり、生産者の判断で安楽殺を認めるという拡大解釈や家畜価格の変動による方針変更等議論は必要だが、国で暫定措置を示すことができないか。ガイドラインや指針が必要と思われる。
- (キ) 現実的に基準で対応しているところは、と畜場法に沿った検査を経ていないことから、家畜共済制度の根幹にかかわる問題がある。基準を設けた背景は理解できるが、法を拡大解釈した対応で残存物価格を決めることが正しいのか。全国のと畜場は経営実態が異なり、病畜はすべて安楽殺するという事態も危惧され、慎重な議論が必要である。
- (ク) 例えば休薬期間が数日あるのに現在瀕死の状態であったり、金曜日に廃用認定されたが、と畜場が土日は休業という場合は、安楽殺を考慮する必要があるが、無闇に安楽殺をして共済金を払うようなことは推奨できない。北海道のようにどの地域もと畜場で一律の対応がされるなら良いが、他県はと畜場ごとに対応が異なる状況であり、獣医師の科学的根拠に基づく対応には賛同するが、全国で統一した基準の策定は困難と思われる。共済では少しでも残存物価格がつくと思われる家畜はと畜場に搬入する方針であり、と畜場で、消費者の観点からも、科学的判断により明らかに食品安全に沿わない家畜を規定されれば、共済はこれに従う。実務とは言え、食の安全は、北海道、東京で差があってはならず、同じ基準による判断で畜産物が流通すべきである。
- (ケ) と畜場法上、流通する畜産物は同じ基準による。と畜場の受入れ拒否は設置者

の問題であり、家畜の処理の在り方で基準が変わることはない。生産段階で食品衛生上、危険とみなされる家畜はあらかじめ搬入すべきでなく、北海道のような仕組み作りは必要と思われる。保険金の手続きのためにと畜場に持ち込むという考え方には問題がある。

- (コ) 共済では保険者として、診療所等の獣医師が、食用となる可能性があるから、出荷していると考え。獣医師が危険であることが明らかな家畜を出荷するような判断はしない。家畜は、農家の財産であり、有価物としての可能性があるなら当然評価されるべきである。生産現場の獣医師が食用できるか否か不明な家畜は、と畜場で判断されるのが法的判断と考える。
- (ク) 無闇に共済金が払われるようなことのないように専門家による合理的な判断をするということであり、生産現場で現段階として可能な枠組みを構築すると良い。
- (ク) 全国のと畜場は経営実態が異なり、家畜仲買業の数も異なる等、微妙な問題があることも認識していただきたい。その中で現場の獣医師が判断し、すべて水際でチェックするような仕組みには、厳しい判断基準が要求される。
- (ク) 生産段階ですべてチェックする仕組みを作るのではなく、問題がある家畜に対して、獣医師が搬入するのが不適切と判断した時、共済金を支払える仕組みを作れば良い。
- (ケ) 現状、チャートに示されているように獣医師の判断で共済金が支払われる仕組みは整っており、さらに基準を策定すれば非常に厳しい内容となる。
- (ケ) 山形県は、BSE の発生以前、昨日まで健康であった、黒牛が骨折したのと畜場に搬入したところ、骨折をするような病気があったのではと拒否され、問題になった経緯がある。その後、BSE 発生を契機に、獣医師会が中心となり、家保、共済、と畜場の担当で委員会を設けて検討し、食の安全の専門である獣医師が、生産者、消費者の仲介役として、知恵を出し合い、北海道の例を参考にし基準を策定した。ただし、家畜共済、損害認定準則等に沿ったものでなく、関係者の合意の中の判断であり、法的に最終的な権限のある、と畜検査員の判断ではない。各地域では程度の違いはあれ、このような問題を抱えており、改善策が必要である。これにより動物の安楽殺等の問題も解決していくと思われる。
- (ケ) 生産段階で獣医師が廃用認定した際、共済の規定では食用不適の判断はと畜検査員にあり、生産段階で獣医師が食用不適と判断し、殺処分することで残存物価格を「0」として良いのか。一方、と畜場の搬入までは認めても、起立不能

という理由で、と畜場が一方的に拒否して良いのか。現場では苦勞され、北海道、山形のような合議体を設け、基準を設けたが、このような方法で食用不適を判断して、共済金を払うことは、共済制度上、差支えないのかと質問があり、農林水産省から、運用での一法と説明しているが、法令上は厳しい面がある旨説明された。

(ニ) と畜検査員は公務員でないと任命されない。と畜解体の判断はと畜検査員も権限であり、基準での対応には、法律的に問題がある。自治体が共済獣医師を検査員に任命するようなことができれば、現状の基準の問題は解決する。

(ヌ) 本問題は、BSE 問題が解決することにより、方向が変化することも予想できるが、消費者が食の安全を求める背景を考慮すると、楽観的な見通しはすべきではない。時代に合わせ、農家、診療獣医師も納得し、共済制度を運用し、関係機関の理解も得ながら対応する必要がある。なお、今後の方向付けとしては、それぞれの都道府県において、農業共済組合、食肉関係部署、家畜衛生関係部署が協議し、北海道や山形県のような運用を推進する方向で取りまとめたい。

(2) 今期委員会検討事項報告書

産業動物診療獣医師の養成・確保と家畜共済事業運営のあり方

事務局から検討報告(案)が読み上げられ、項目ごとに語句の修正等詳細について意見交換が行われた。これについては、議論を踏まえ、委員長、副委員長及び事務局で整理し、委員長から理事会へ報告後、各委員に配布することとされた。

VI まとめ

近藤委員長から、以下のとおり確認された。

- (1) 死亡・廃用牛の取り扱いについては、北海道や山形県のような運用を推進する方向について提言し、報告書の別冊として取りまとめたい。
- (2) 報告書(案)については、本日の議論を踏まえ、委員長、副委員長及び事務局で整理し、理事会に報告することとされた。

VII 閉会挨拶

閉会に当たり、横尾副委員長から、本会議をもって今期委員会での検討を終了したい。これまで検討テーマに対する熱心な議論をお礼申あげるとともに、本日の意見を踏まえ、全体を取りまとめ、報告書を作成したい旨挨拶がなされた。